

目的:町外在住(子世帯等)のUターン及び町内在住(子世帯等)の転出抑制を図り、子どもを安心して産み育て、安心して暮らせるために三世代同居・近居による定住促進を進める。

住宅取得補助

補助率1/10(補助限度額100万円)

(住宅要件)

同居又は近居を目的に子又は同居・近居する親が河南町内で取得した住宅(新築又は売買で取得した住宅に限る)

リフォーム補助

補助率1/10(補助限度額50万円)

(住宅要件)

同居又は近居を目的に河南町内で所有する住宅のリフォーム(子又は同居する親が所有する住宅)

(補助対象者) 次の①又は②のいずれかに該当し、③④⑤⑥を満たすことが必要

- ①子世帯が河南町外で居住し、中学生以下の子ども(出産予定を含む)と親等と同居・近居する世帯であること  
(中学生以下の子どもがいない子世帯の場合、子世帯の夫婦共に40歳未満である場合を含む)。 ⇒Uターン居住
- ②河南町に居住し、中学生以下の子ども(出産予定を含む)と親等と同居・近居しようとする世帯であること  
(中学生以下の子どもがいない子世帯の場合、子世帯の夫婦共に40歳未満である場合を含む)。 ⇒定住促進居住
- ③(必須)親等の世帯が3年以上河南町内に居住していること。
- ④(必須)河南町内に居住する子世帯及び親等が、町税を滞納していないこと。
- ⑤(必須)過去に三世代世帯の構成員の全員が補助対象となった住宅について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥(必須)子世帯の全員が補助金の交付申請のときに、河南町内に居住していること。

(補助の対象)

- ①住宅の取得費(売買費用)で100万円以上のもの。ただし、土地の購入費を除く。(住宅の取得費(売買費用)が不明な場合は、固定資産税の家屋の評価額を住宅の取得費(売買費用)とする。)
- ②住宅のリフォーム費(100万円以上の住宅本体工事に限る)。
- ③住宅のリフォームは、住宅の本体にかかる工事とし、内装、外装、設備、給排水等の工事を補助の対象とする。

(補助の適用) 令和2年4月以降に契約したものから適用

※本補助金の申請は、親、子どもどちらでも申請可能。

(補助の交付申請期限)

住宅の取得等の契約をした日又は住宅の新築・リフォーム工事の完了した日の属する年度の翌年度末  
(令和3年度の申請は、令和4年3月31日までに申請をしたものに限る)